



熊本県公報

第 1 1 7 5 9 号
平成 20 年 11 月 25 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 熊本県防災行政無線管理規程の一部改正…………… (危機管理・防災消防総室) 4
- 指定居宅介護支援事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 6
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)…………… (") 6
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護)
…………… (") 6
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 6
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 7
- 都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 7
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不明
者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 8
- 八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業の換地処分
の公告…………… (都市計画課) 8
- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定…………… (建築課) 8
- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定…………… (") 8
- 国土調査成果の認証…………… (農村整備課) 9
- 平成20年度熊本県明るい選挙推進協議会第2回会議の開催
…………… (選挙管理委員会) 9
- 平成20年度第2回熊本県景観審議会の開催…………… (都市計画課) 9
- 平成20年9月1日熊本県教育委員会訓令第12号 (熊本県教職員
住宅管理規程の一部を改正する訓令) 中…………… (福利厚生課) 10

告 示

熊本県告示第1030号

生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機
関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護草佳苑 菊池市深川 4 0 0 番地	医療法人牧念人会 菊池市深川 4 0 0 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
N P O ケアセンター花見丁 菊池市隈府 2 3 8 番地	N P O 法人在宅応援花見丁 菊池市隈府 2 3 8 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
有限会社菊池地域居宅サービス 支援センター 菊池市隈府 1 5 8 2 番地 6	有限会社菊池地域居宅サービス 支援センター 菊池市隈府 1 6 8 1 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
ウイッシュ 荒尾市川登 1 8 6 8 番地 9	有限会社天風 荒尾市川登 1 8 6 8 番地 9	平成 1 8 年 4 月 1 日
有限会社ケアサービスのぞみ 山鹿市熊入町 9 3 1 番地 4	有限会社ケアサービスのぞみ 山鹿市熊入町 9 3 1 番地 4	平成 1 8 年 4 月 1 日

鹿本ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民962番地2	社会福祉法人山鹿市社会福祉協 議会 山鹿市菊鹿町下永野650番地	平成18年4月1 日
ファミリー介護サービス 荒尾市川登1772番地8	有限会社石原工業 玉名郡長洲町宮野1298番地 14	平成18年4月1 日
菊鹿ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協 議会 山鹿市菊鹿町下永野650番地	平成18年4月1 日
鹿央ヘルパーステーション 山鹿市鹿央町合里1608番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協 議会 山鹿市菊鹿町下永野650番地	平成18年4月1 日
菊池地域農業協同組合 菊池市旭志川辺1861番地1	菊池地域農業協同組合 菊池市旭志川辺1875番地	平成18年4月1 日
(介護予防訪問入浴介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
鹿本訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民962番地2	社会福祉法人山鹿市社会福祉協 議会 山鹿市菊鹿町下永野650番地	平成18年4月1 日
山鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市中578番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協 議会 山鹿市菊鹿町下永野650番地	平成18年4月1 日
菊鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協 議会 山鹿市菊鹿町下永野650番地	平成18年4月1 日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊池郡市医師会老人訪問看護ステーション 菊池市亘373番地3	社団法人菊池郡市医師会 菊池市限府764番地1	平成18年4月1 日
菊池訪問看護ステーションさくら 菊池市限府494番地17	医療法人信岡会 菊池市限府494番地	平成18年4月1 日
山鹿中央訪問看護ステーション 山鹿市鹿校通一丁目2番地6号 三和ビル	医療法人春水会 山鹿市山鹿1540番地	平成18年4月1 日
社団法人荒尾市医師会訪問看護ステーション 荒尾市万田1562番地	社団法人荒尾市医師会 荒尾市万田1562番地	平成18年4月1 日
(介護予防訪問リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
山鹿中央病院 山鹿市山鹿1000番地	医療法人春水会 山鹿市山鹿1540番地	平成18年4月1 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
野ばら診療所 荒尾市野原1585番地9	医療法人親仁会 福岡県大牟田市歴木4番地65	平成18年4月1日
山鹿中央病院 山鹿市山鹿1000番地	医療法人春水会 山鹿市山鹿1540番地	平成18年4月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘デイサービスセンター 菊池市今58番地	菊池市 菊池市限府888番地	平成18年4月1日
菊池市社協輝 菊池市泗水町吉富2900番地	社会福祉法人菊池市社会福祉協議会 菊池市限府888番地	平成18年4月1日
デイサービスセンター清泉 菊池市七城町亀尾2429番地	社会福祉法人愛敬会 菊池市七城町亀尾2429番地	平成18年4月1日
菊池市社協ななしろ 菊池市七城町流川394番地1	社会福祉法人菊池市社会福祉協議会 菊池市限府888番地	平成18年4月1日
デイサービスセンターたい志 山鹿市鹿本町御宇田594番地1	有限会社ごとう 山鹿市鹿校通一丁目5番38号	平成18年4月1日
鹿央デイサービスセンター 山鹿市鹿央町合里1608番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市菊鹿町下永野650番地	平成18年4月1日
かけはし 山鹿市鹿本町下分田838番地1	有限会社誠心会 熊本市室園町10番地53号	平成18年4月1日
デイサービスセンター田原坂 鹿本郡植木町平原212番地	医療法人社団東洋会 鹿本郡植木町平原212番地	平成18年4月1日
草佳苑きくち 菊池市亘264番地16	医療法人牧念人会 菊池市深川400番地	平成18年4月1日
J A 菊池デイサービスセンター 菊池市旭志川辺1861番地1	菊池地域農業協同組合 菊池市旭志川辺1875番地	平成18年4月1日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
山鹿中央通所リハビリテーション事業所 山鹿市山鹿1000番地	医療法人春水会 山鹿市山鹿1540番地	平成18年4月1日
菊池中央病院デイケアセンター 菊池市限府494番地	医療法人信岡会 菊池市限府494番地	平成18年4月1日
医療法人親仁会野ばら診療所 荒尾市野原1585番地9	医療法人親仁会 福岡県大牟田市歴木4番地65	平成18年4月1日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム清泉 菊池市七城町亀尾2429番地	社会福祉法人愛敬会 菊池市七城町亀尾2429番地	平成18年4月1日
菊池市広域特別養護老人ホーム 「つまごめ荘」短期入所生活介護事業所 菊池市今58番地	菊池市 菊池市限府888番地	平成18年4月1日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
山鹿中央病院 山鹿市山鹿1000番地	医療法人春水会 山鹿市山鹿1540番地	平成18年4月1日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム草佳苑 菊池市深川400番地	医療法人牧念人会 菊池市深川400番地	平成18年4月1日
グループホーム青い鳥 荒尾市川登1772番地8	有限会社石原工業 玉名郡長洲町宮野1298番地14	平成18年4月1日

熊本県告示第1031号

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県防災行政無線管理規程（昭和53年熊本県告示第1038号）の一部を次のように改正する。

別表第1熊本県熊本防災行政連絡所の項の次に次のように加える。

熊本県熊本（富合総合支所）防災行政連絡所	熊本市富合町清藤405番地の3
----------------------	-----------------

別表第1熊本県富合防災行政連絡所の項を削る。
別表第2の4端末局（2）連絡所アの表中

地球局	L A S C O M熊本県熊本スーパーバード可搬地球V112	熊本県熊本防災行政連絡所	熊本市危機管理防災室長
地球局	L A S C O M熊本県熊本スーパーバード可搬地球V38	熊本県八代防災行政連絡所	八代市防災危機管理課長

を「

地球局	L A S C O M熊本県熊本スーパーバード可搬地球V112	熊本県熊本防災行政連絡所	熊本市危機管理防災室長
地球局	L A S C O M熊本県熊本スーパーバード可搬地球V123	熊本県熊本（富合総合支所）防災行政連絡所	熊本市危機管理防災室長
地球局	L A S C O M熊本県熊本スーパーバード可搬地球V38	熊本県八代防災行政連絡所	八代市防災危機管理課長

に、
「

地球局	L A S C O M熊本県熊本スーパーバード可搬地球V66	熊本県城南防災行政連絡所	城南町総務課長
-----	--------------------------------	--------------	---------

地球局	L A S C O M 熊本県熊本スーパーボード可搬地球 V 1 2 3	熊本県富合防災行政連絡所	富合町総務課長
地球局	L A S C O M 熊本県熊本スーパーボード可搬地球 V 9 8	熊本県美里（中央庁舎）防災行政連絡所	美里町総務課長

を「

地球局	L A S C O M 熊本県熊本スーパーボード可搬地球 V 6 6	熊本県城南防災行政連絡所	城南町総務課長
地球局	L A S C O M 熊本県熊本スーパーボード可搬地球 V 9 8	熊本県美里（中央庁舎）防災行政連絡所	美里町総務課長

に改める。

別表第 2 の 6 水防テレメータ局の表中

「

固定局	浜戸川水位	下益城郡城南町敷田浜戸川右岸	河川課長
固定局	松崎橋水位	宇城市松橋町東松崎 1 6 3 番地 5	河川課長

を「

固定局	浜戸川水位	下益城郡城南町敷田浜戸川右岸	河川課長
固定局	潤川水位	宇土市三拾町字西田 9 3 番地 1 地先	河川課長
固定局	網津川水位	宇土市住吉町字上ノ割 4 1 番地 2 地先	河川課長
固定局	松崎橋水位	宇城市松橋町東松崎 1 6 3 番地 5	河川課長

に、

「

固定局	榎島水位	玉名市岱明町野口地内	河川課長
固定局	浦川水位	玉名郡長洲町長洲地内	河川課長

を「

固定局	榎島水位	玉名市岱明町野口地内	河川課長
固定局	唐人川水位	玉名市天水町部田見字石塘 2 9 2 5 番地地先	河川課長
固定局	浦川水位	玉名郡長洲町長洲地内	河川課長

に、

「

固定局	小国水位	阿蘇郡小国町大字宮原字柿木	河川課長
固定局	赤井水位	上益城郡益城町大字宮園地先 木山川右岸	河川課長

を「

固定局	小国水位	阿蘇郡小国町大字宮原字柿木	河川課長
固定局	池鶴水位	阿蘇郡小国町大字下城 1 7 5 7 番地 2 地先	河川課長
固定局	赤井水位	上益城郡益城町大字宮園地先 木山川右岸	河川課長

に、

固定局	鏡川水位	八代市鏡町鏡 5 7 0 番地 3	河川課長
固定局	県佐敷水位	葦北郡芦北町大字花岡東	河川課長

を「

固定局	鏡川水位	八代市鏡町鏡 5 7 0 番地 3	河川課長
固定局	千丁町北村水位	八代市千丁町大牟田北渕前 1 5 6 3 番地 7 地先	河川課長
固定局	県佐敷水位	葦北郡芦北町大字花岡東	河川課長

に改める。

別記第 2 号様式その 1 中「F 3 E」を削る。

別記第 2 号様式その 3 参考事項中

「 ○ 各端末局向け回線の通信回数については別紙「通話回数利用状況」のとおり」を削る。

別記第 2 号様式その 4 を削る。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

熊本県告示第 1 0 3 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
N P O 正心会居宅介護支援センター 宇城市不知火町松合 1 2 1 番地 1	特定非営利活動法人正心会	平成 2 0 年 9 月 5 日

熊本県告示第 1 0 3 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
こんぺいとう 熊本市下江津六丁目 1 0 番 3 0 号	有限会社リビング・ウイル ・サポート	平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日

熊本県告示第 1 0 3 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
こんぺいとう 熊本市下江津六丁目 1 0 番 3 0 号	有限会社リビング・ウイル ・サポート	平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日

熊本県告示第 1 0 3 5 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	女復縁屋 美脚濡ればさみ (オーピー) 獣になった人妻 (新東宝) 人妻・愛人 けいれん恥辱 (オーピー) レズビアン独身寮 密室あり (新日本) エロスの冒険 快樂まみれの女たち (新東宝) 女医の清浄下半身 味わってみたい (新日本) 人妻13人 乱交パーティー (新東宝) バツイチ熟女の性欲～三十路は後ろ好き～ (オーピー) 床屋の後家さん いじられ好き (新日本) 極選マダム 前も後ろもナマで! (新日本) ねらわれた学園 制服に欲情 (新東宝)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1036号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5 (収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成20年11月25日から施行する。
平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表中「|熊本県信用組合|熊本市紺屋今町9番地6熊本県紺屋今町ビル2F|」を「|熊本県信用組合|熊本市紺屋今町1番1号シティ12ビル2F|」に改める。

公 告

熊本県公告第794号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定による届出があったので、同条第4項及び同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
北部ショッピングセンター
熊本市飛田三丁目8番45号
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ホームインプループメントひろせ
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
変更後 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時30分から午後8時30分まで
変更後 午前6時30分から午後10時まで
- 3 変更する年月日
平成20年11月8日
- 4 届出年月日
平成20年11月7日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年11月25日から平成21年3月25日まで

熊本県公告第795号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東畑2895番7
200.03平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋2895番地6
石川 真由美

熊本県公告第796号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を人吉市役所に掲示する。
平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
新宮 博夫、辻 典秀、豊永 蘭子、永田 易藏、永田 重磨、蓑田 千代美、永田 忠藏、尾方 一二、蓑田 祥吉、宮原 常藏、竹田 勝市、家城 大海、尾方 忠藏、深尾崎 安藏、尾崎 秋丸、蓑田 今数男、永田 芳太郎、笹山 末吉、黄檗 彦間、深尾崎 智ヨ、中川 親、山本 吾平、田山 静子、永田 安治、永田 作平、加藤 弥藏、竹田 正人、永田 栄作、永山 吾郎、尾方 千代松、永田 傳、上田 正夫、永田 新藏、永田 広、山上 タカ、田中 浅見、松尾 九郎、桑原 浅七、市岡 卯喜男、屋谷 常作、田代 兼義、犬童 キクエ、別府 傳、松本 只義、一高 仙藏、宮田 千代、那須 ウキヨ、土肥 敏雄、田村 熊男、宗方 ヒサエ、宗方 勇作、深水 重盈、園田 陽一、正田 正、村山 幸雄、山本 一作、谷口 博信、黒岩 イツ子、橋口 聡子、牧村 郷子、真崎 厚司、片岡 真実也、蓑田 真耕、木下 七郎
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成20年10月31日付け熊本県告示第952号による。

熊本県公告第797号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき八代市長坂田孝志から八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業について、次のとおり換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。
平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

換地処分の内容 平成20年6月20日付け熊本県指令都計第3号で認可した換地計画の
とおり

熊本県公告第798号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市松原町179番地
- 2 築造者の氏名 松落ヨシモ
- 3 道路の位置 宇土市築籠町字袋ノ内20番3、同20番6及び同21番10
- 4 道路の幅員 6.02メートルから6.06メートルまで
- 5 道路の延長 68.66メートル
- 6 指定年月日 平成20年11月10日
- 7 指定番号 宇城景建第33号

熊本県公告第799号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市築地2308番地1
- 2 築造者の氏名 陳内敏之
- 3 道路の位置 玉名市築地字前畑1171番1
- 4 道路の幅員 6.02メートル
- 5 道路の延長 63.57メートル

- 6 指定年月日 平成20年11月13日
7 指定番号 玉名景建第41号

熊本県公告第800号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により阿蘇市、阿蘇郡西原村及び球磨郡多良木町における地籍調査の成果を、国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
阿蘇市	平成18年度から 平成19年度まで	波野大字滝水の一部	地籍図 ・地籍簿	平成20年11月14日
阿蘇市	平成18年度から 平成20年度まで	波野大字赤仁田の一部		
阿蘇郡西原村	平成19年度から 平成20年度まで	大字河原の一部		
球磨郡多良木町	平成14年度から 平成17年度まで	大字槻木の一部		

登載依頼**熊本県明るい選挙推進協議会公告第2号**

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成20年11月25日

熊本県明るい選挙推進協議会

会長 吉 田 道 雄

- 開催日時
平成20年12月8日（月） 午後3時から午後4時まで
- 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 議題
(1) 平成20年度上半期の事業実施状況報告について
(2) 平成20年度明るい選挙啓発作品コンクール最終審査
(3) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村総室選挙班）
（電話096-333-2104（ダイヤルイン））

熊本県景観審議会公告第2号

熊本県景観審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成20年11月25日

熊本県景観審議会会長 内 山 督

- 開催日時
平成20年11月27日（木）
午前10時00分から
- 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号

- 熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
熊本県景観づくり基本計画（仮称）の素案について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県景観審議会事務局（熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班）
（電話096-333-2524）

正 誤

平成20年9月1日熊本県教育委員会訓令第12号（熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	28	附 則 この訓令は	この訓令は